

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	意見表明報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年12月26日
<b>【報告者の名称】</b>	株式会社大阪第一食糧
<b>【報告者の所在地】</b>	大阪市浪速区桜川三丁目7番12号
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	大阪市浪速区桜川三丁目7番12号
<b>【電話番号】</b>	06(6567)2681
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 管理部門担当 加藤 恭則
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪第一食糧 (大阪市浪速区桜川三丁目7番12号)

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 伊藤忠食糧株式会社  
所在地 東京都港区南青山一丁目1番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株式等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年12月25日開催の取締役会において、伊藤忠食糧株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。また、当社としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは当社の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(4)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社の普通株式4,573株（所有割合（1）27.91%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じ。））を所有する筆頭株主です。今般、公開買付者は、公開買付者の持分法適用会社である当社との更なる関係強化を図ることを目的として、当社の普通株式3,441株（所有割合21.00%）を取得するために、平成25年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

公開買付者は、当社との関係強化を推進する上で、段階的に当社の株式取得を進めてまいりましたが、本公開買付けは、当社を公開買付者の子会社として経営権を取得することを企図していないため、本公開買付けの買付予定数の上限を3,441株としております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441株）以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けによって当社普通株式を最大で8,014株（所有割合48.92%）所有することになり、議決権比率は最大で49.00%（2）となるとのことです。

なお、当社の定款には、当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、当社は、平成25年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が当該株式を取得することを承認する旨を決議しております。

（1）所有割合とは、当社が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された、平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）に対する割合をいいます。

（2）当社が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）から、同日現在の相互保有株式（10株）及び本書提出日現在の自己株式数（18株）を控除した株式数（16,355株）にかかる議決権数（16,355個）に対する割合。

## 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

### (ア) 本公開買付けの背景等

公開買付者は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の完全子会社であり、甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の輸入国内販売を行っております。公開買付者の前身である伊藤忠食糧販売株式会社は、食品原料の輸入及び販売を行っていましたが、平成23年10月に、伊藤忠商事の完全子会社であり、米穀・製パン原材料販売を行っていた伊藤忠ライス株式会社（以下「伊藤忠ライス」といいます。）と合併して、現在に至っております。

当社は、大阪府下を中心として米穀の販売及び加工業務を主な事業としており、昭和26年に大阪第一食糧事業協同組合として創立されました。平成12年に組織変更を行い、株式会社大阪第一食糧として発足しております。

公開買付者の米穀本部は、伊藤忠ライスの時から基本的には自社にて精米業務は極力行わず、各地の有力精米業者に精米業務を委託するというビジネスモデルを構築しておりました。しかしながら、コンビニエンスストア、量販店及び外食向け商売を更に拡大させて、今後更なる成長を実現させる為には精米業務オペレーションの柔軟性及び価格競争力の強化が不可欠となってきており、公開買付者は精米委託先である企業との資本提携を推進する方向に方針を変更してきたとのことです。その方針の基に、公開買付者の委託先であり、従来から良好な友好関係があった当社と、より強固な関係強化を目的として、公開買付者は平成21年8月に当社の主要株主が保有していた当社普通株式1,640株（所有割合10.01%）を相対取引で取得したことを契機として、平成23年6月には公開買付者の前身である伊藤忠ライス、伊藤忠商事、当社との三社間での業務提携に関する覚書を締結しております。

その後も公開買付者による当社への出資によって、当社の経営基盤の安定化及び業務提携の強化を図り、従来以上の発展・企業価値の向上を実現することを目的として、公開買付者は、平成24年3月に当社による第三者割当によって当社が保有する自己株式1,378株（所有割合8.41%）及び株主から相対取引で当社普通株式104株（所有割合0.63%）、並びに平成25年2月に当社による第三者割当によって当社が保有する自己株式1,451株（所有割合8.86%）と段階的に取得することによりそれぞれの経営基盤の拡充と発展を目指した取り組みを進めております。公開買付者の所有株式数は4,573株（当社が平成25年6月26日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（16,383株）に対して27.91%、同日現在の議決権数（16,361個）に対して議決権比率27.95%）となり、当社は公開買付者の持分法適用会社となり現在に至っております。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は厳しく、調達・販売面では系統集荷率の低下に対応するために新たな調達ルートの構築や、米穀の国内需要が減少する中での販売数量や収益の確保が求められております。また、生産・流通・品質管理面では多品種・小ロット生産の増加に対応するための生産体制の構築や流通コストの増加に対応するための新たな物流の構築、食の安全安心に向けた対応など、様々な課題を抱えております。

このような中で、業務提携をさらに強化しさらなる事業成長並びに中長期的な収益基盤を確立していくための経営戦略について公開買付者と当社は議論を重ねてまいりました。公開買付者は、更なる資本提携を実現し、今後、経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）の廃止、減反の廃止、TPPなどによる米の価格の下落、ネット販売の拡大による米流通の変革などから環境が益々厳しくなることが予想される中、当社とこれまでも増して協業を進め人材交流も活発に実施し、仕入、販売両面での効率化を図り、業界内での競争力を向上させたいと考え、平成25年4月頃に、当社に株式追加取得の提案を行いました。

両社で協議・検討を進めた結果、当社と公開買付者がこれまで以上に、調達、生産、販売等、多角的に強固な相互協力体制を構築することが両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、これらを実現させるためには、両社の資本提携を強化し、公開買付者が当社の株式保有割合を高めることが最善の方策であるとの結論に至り、平成25年12月25日に公開買付者が当社の株式を一段と取得を進めることを目的とした公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者は現在、当社の取締役として越智孝司を派遣しておりますが、本公開買付け成立後に、当社に役員を追加して派遣することは予定していないとのことです。

(イ) 当社の意思決定の過程

当社は、従来公開買付者と販売や生産に関する業務提携を進めており、これらについて一定の成果を上げてきております。このような中で平成25年4月より当社は新たに策定した中期経営計画を進めているものの、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の持続的な発展に寄与するために資本提携についてもさらに一歩進めていくことが必要であるとの結論に至りました。

また、当社は非上場会社であるため株主に対する当社株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、平成25年12月25日に、公開買付者は当社の株式3,441株（取得後の所有割合：49.00%）を取得する目的で、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。また、当社としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは公開買付者による当社の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議いたしました。

(3) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は当社普通株式を4,573株（所有割合27.91%）所有しており、また、当社の取締役のうち、越智孝司が公開買付者からの出向者であることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から平成25年12月24日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。SMB C日興証券により上記手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

DCF法 36,172円～75,224円

DCF法では、当社に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を36,172円から75,224円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、SMB C日興証券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社との協議・交渉の結果や、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見直し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月25日に本公開買付価格を52,000円に決定したとのことです。

#### 利害関係者を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成25年12月25日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の永続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一歩進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、当社は非上場会社であるため株主に対する当社株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。また、当社としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは当社の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議いたしました。

当社の取締役のうち、越智孝司は公開買付者からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議には参加していません。当該取締役会には、当社取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っております。また、当該取締役会には当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

#### 公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付者によれば、このように、公開買付者は、公開買付け期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
市丸 勝一	代表取締役社長	50	50
三宅 輝彦	取締役	11	11
加藤 恭則	取締役	5	5
林 修一	取締役	11	11
西田 嘉次	監査役	75	75
久保 隆	監査役	7	7
吉岡 富雄	監査役	7	7
計	-	166	166

- (注) 1. 取締役のうち、林修一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役のうち、久保隆及び吉岡富雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものであり、当社役員持株会における各自の持分に相当する実質所有株式数及び実質議決権個数を記載しております。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。